

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年11月18日
【会社名】	株式会社グッドスピード
【英訳名】	GOODSPEED.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 久統
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 松井 靖幸
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 松井 靖幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,395,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,307,565,000円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2021年11月18日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第三部 追完情報

1 設備計画の変更

2 事業等のリスクについて

3 資本金の増減

4 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	6,300個（新株予約権1個につき普通株式100株）
発行価額の総額	10,395,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に6,300を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり1,650円（本新株予約権の目的である株式1株当たり16.50円）とするが、2021年11月18日から2021年11月24日までのいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法で算定された結果が1,650円を上回る場合には、係る算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年12月3日から2021年12月9日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社グッドスピード 管理本部 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
払込期日	2021年12月3日から2021年12月9日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2021年12月3日から2021年12月9日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 大津町支店 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号

(注) 1. 株式会社グッドスピード第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、2021年11月12日（金）（以下「発行決議日」という。）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

（後略）

<訂正後>

発行数	6,300個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	10,395,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり1,650円(本新株予約権の目的である株式1株当たり16.50円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年12月3日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社グッドスピード 管理本部 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
払込期日	2021年12月3日
割当日	2021年12月3日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 大津町支店 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号

(注)1. 株式会社グッドスピード第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、2021年11月12日(金)
(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び2021年11月18日(木)(以下「条件決定日」とい
う。)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式630,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式630,000株(2021年10月31日現在の発行済株式総数3,125,900株に対する割合は20.15%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):918,855,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2021年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である2,059円の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払 込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2021年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
--------------------	---

(中略)

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,307,565,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) 上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2023年12月4日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(中略)

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権6,300個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価に相当する額ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、係る修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式630,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:1,442円(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式630,000株(2021年10月31日現在の発行済株式総数3,125,900株に対する割合は20.15%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):918,855,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
--------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,059円とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
----------------	--

(中略)

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,307,565,000円</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	<p>2021年12月6日から2023年12月4日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
------------	---

(中略)

(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2)本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権6,300個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初、2,059円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、係る修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,307,565,000	6,000,000	1,301,565,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（10,395,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,297,170,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定します。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、信託銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,307,565,000	6,000,000	1,301,565,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（10,395,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,297,170,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、信託銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

<訂正前>

上記差引手取概算額1,301,565,000円は、前記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . (1)」に記載しております、成長戦略の実行に向けたMEGA専門店の新規出店に係る商品仕入れのための運転資金に充当する予定であり、支出予定時期は2022年4月から2023年11月を予定しております。MEGA専門店は在庫台数200台以上としており、新規出店時には1店舗あたり400百万円以上の商品仕入れが必要となります。

当社グループのMEGA専門店は、2022年9月期以降に每期3店舗以上の出店を計画しており、2022年9月期に愛知県豊川市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に400百万円、愛知県名古屋市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に400百万円、岐阜県土岐市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に440百万円、残額61百万円を2023年9月期以降のMEGA専門店に係る商品仕入れのための運転資金に充当することを考えております。なお、本有価証券届出書提出日（2021年11月12日）現在、具体的に計画している店舗の設備計画の内容については、以下に記載のとおりであります。

（後略）

<訂正後>

上記差引手取概算額1,301,565,000円は、前記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . (1)」に記載しております、成長戦略の実行に向けたMEGA専門店の新規出店に係る商品仕入れのための運転資金に充当する予定であり、支出予定時期は2022年4月から2023年11月を予定しております。MEGA専門店は在庫台数200台以上としており、新規出店時には1店舗あたり400百万円以上の商品仕入れが必要となります。

当社グループのMEGA専門店は、2022年9月期以降に每期3店舗以上の出店を計画しており、2022年9月期に愛知県豊川市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に400百万円、愛知県名古屋市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に400百万円、岐阜県土岐市のMEGA専門店の商品仕入れのための運転資金に440百万円、残額61百万円を2023年9月期以降のMEGA専門店に係る商品仕入れのための運転資金に充当することを考えております。なお、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月18日）現在、具体的に計画している店舗の設備計画の内容については、以下に記載のとおりであります。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2021年9月期決算短信を公表しております。当社は、係る公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者算定機関である株式会社ブルーナス・コンサルティング(代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「ブルーナス」という。)に依頼しました。ブルーナスは、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて評価を実施しました。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、1,650円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金1,650円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。さらに、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額1,650円を上回る場合には、係る算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定いたします。係る払込金額の最終的な決定方法は合理性を有するものであり、これにより決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、条件決定基準株価に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、条件決定基準株価の70%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、係る行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

当社監査等委員会も、ブルーナスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、ブルーナスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルーナスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してブルーナスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はブルーナスによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行については、割当予定先に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。さらに、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという方法についても、慎重かつ合理的な方法であり、係る決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、係る方法により決定される本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である2021年11月12日に、2021年9月期決算短信を公表しております。当社は、係る公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者算定機関である株式会社ブルーナス・コンサルティング(代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「ブルーナス」という。)に依頼しました。ブルーナスは、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて評価を実施しました。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、1,650円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金1,650円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2021年11月18日を条件決定日としたところ、条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの評価額は1,600円と算定され、当社は、これを参考として条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金1,600円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を、金1,650円と決定しました。本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益を害するおそれを回避することを目的とした合理性を有するものであり、本新株予約権の払込金額は、かかる決定方法に基づき、上記の通り、当該算定機関における発行決議日時点の本新株予約権の算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、係る行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

なお、当社監査等委員会も、本新株予約権の払込金額はブルーナスによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

<訂正前>

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日現在（2021年11月12日。ただし、既支払額については2021年10月31日現在）以下のとおりとなっております。

（後略）

<訂正後>

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在（2021年11月18日。ただし、既支払額については2021年10月31日現在）以下のとおりとなっております。

（後略）

2 事業等のリスクについて

<訂正前>

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第3 四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在（2021年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在（2021年11月12日）において変更の必要はないものと判断しております。

<訂正後>

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第3 四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在（2021年11月18日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在（2021年11月18日）において変更の必要はないものと判断しております。

3 資本金の増減

<訂正前>

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2021年11月12日）までの間において、新株予約権の行使により、次のとおり資本金が増加しております。

2020年12月28日現在の資本金	増加額	2021年11月12日現在の資本金
440,372千円	1,434千円	441,806千円

<訂正後>

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月18日）までの間において、新株予約権の行使により、次のとおり資本金が増加しております。

2020年12月28日現在の資本金	増加額	2021年11月18日現在の資本金
440,372千円	1,434千円	441,806千円

4 臨時報告書の提出

< 訂正前 >

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在（2021年11月12日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（後略）

< 訂正後 >

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在（2021年11月18日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（後略）